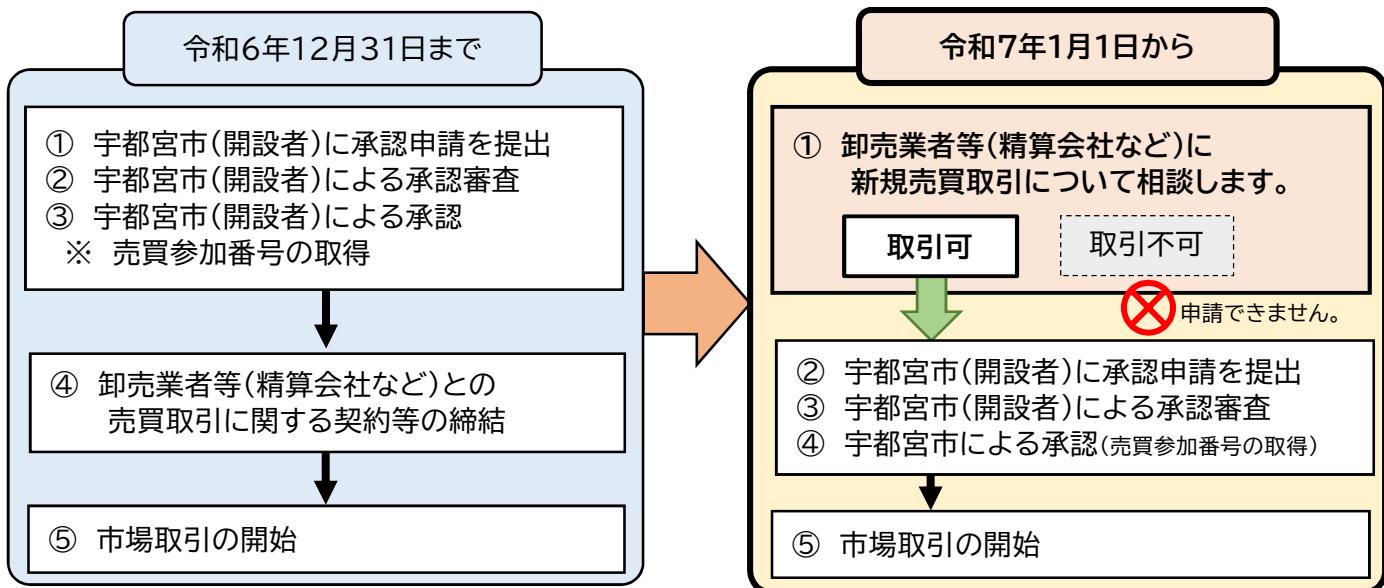


令和7年1月1日から 売買参加者新規承認申請手続きが 一部変わります！

1 申請手順の見直し

宇都宮市中央卸売市場内の卸売業者から卸売を受けようとする場合は、当市場の「売買参加者」として承認を受ける必要がありますが、令和7年1月1日から、この申請手順が次のとおり変わります。



2 申請書類の見直し

売買参加者新規承認申請の際に必要となる書類が、次のとおり変わります。

申請者が法人の場合	申請者が個人の場合
売買参加者承認申請書(様式第20号)	同左
誓約書(様式第2号/法人用)	誓約書(様式第2号/個人用)
登記事項証明書	住民票の写し
直近の決算書類	資産調書(様式第29号)
常時売買参加する者の証明書類(社員名簿など)	
【新規】売買代金支払等に関する確認書(様式第21号)	同左
【新規】売買に参加する者の写真(2枚)	同左

※ 誓約書の提出により、申請書類の一部を省略することができます。

【問合せ先】

問合せの種類	区分	名称	電話番号
承認申請に関すること	開設者	宇都宮市中央卸売市場	028-637-6044
新規売買参加に関すること (卸売業者への貢受代金の精算に関すること)	売渡代金精算業務受託者 (精算会社)	宇都宮市中央卸売市場青果精算株式会社	028-637-6251
		宇都宮水産物精算株式会社	028-637-6491